

「特別小規模貸付－こうべおうえん」のご案内

小規模零細企業の資金調達を支援します



メリット1：信用保証料の1/2を市が負担

メリット2：年1.65%の固定金利

1 融資対象者 (以下の要件(①～④)をすべて満たす方)

- ① 主たる事業所^{※1}が神戸市内にあり、事業を営んでいる
- ② 市民税を滞納していない
- ③ 常時使用する従業員の数が20人以下^{※2}
- ④ この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が2,000万円以内

※1 神戸市内に主たる事業所を有しようとする方（市外からの進出予定者）も対象となります

※2 商業（卸売業、小売業）、サービス業（宿泊業、娯楽業、旅行業を除く）は5人以下

2 融資条件

| | | | |
|--------|-----------------------------------|------|--------------|
| 融資限度額 | 400万円 | 融資利率 | 年1.65%（固定利率） |
| 融資期間 | 7年以内（うち据置1年以内（設備資金のみの場合は1年6か月以内）） | | |
| 資金用途 | 設備資金及び運転資金（市外からの進出予定者は設備資金に限ります） | | |
| 担保・保証人 | 保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要） | | |
| 信用保証 | 必ず保証を付ける（信用保証料の1/2を神戸市が負担します） | | |

3 申込先

県融資制度の取扱金融機関（県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています）

※ 神戸市経済政策課（中小企業金融担当）〔神戸市産業振興センター内〕でも申し込むことができます

4 問い合わせ先

神戸市経済観光局経済政策課（中小企業金融担当） ☎ 078-360-3206

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎ 078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

※ 取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります

※ 主な内容を記載しているため、これら以外の要件がある場合もあります